明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○裁判所経費審査委員会規則等を廃止する規則（最高裁二）　一
〔告示〕
○平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（中央選挙管理会一〇）　一
○円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二五六）　三
○ケニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五七）
○第二次ウゴング道路拡幅計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五八）
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体の住所を変更した件（厚生労働二五〇）
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を変更した件（同二五一）
○肥料を登録した件（農林水産一二三六）
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（同一二三七）
○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の業務廃止の届出があった件（同一二三八）
○運輸審議会から答申があった件（国土交通六九五）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同六九六～六九八）
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同六九九）
○道路に関する件（関東地方整備局二一一、二一二）
〔人事異動〕
内閣　内閣府　警察庁　金融庁　環境省　三
〔皇室事項〕　一
〔官庁報告〕
法務　一
公証人任免（法務省）
〔資料〕
機械受注統計調査報告（平成二十九年五月）（実績）（内閣府）
〔公告〕
諸事項　三
官庁
財部町土地改良区役員の退任関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
会社その他

最高裁規則

最高裁判所規則第二号

裁判所経費審査委員会規則等を廃止する規則を次のように定める。

平成二十九年七月十九日　最高裁判所

裁判所経費審査委員会規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

一　裁判所経費審査委員会規則（昭和二十三年最高裁判所規則第四号）

二　裁判所書記官制度調査委員会規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十号）

三　最高裁判所統計委員会規則（昭和二十三年最高裁判所規則第四十三号）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　寺田　逸郎

告示

中央選挙管理会告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十九年七月十九日　中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　平成二十九年七月二十一日　午後三時

外務省告示第二百五十六号

平成二十九年六月二十九日にダッカで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

平成二十九年七月十九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とバングラデシュ人民共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　千七百八十二億二千三百万円（一七八、二二三、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につきこの書簡の付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、バングラデシュ人民共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、バングラデシュ人民共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずくこの書簡の付表3欄、4欄及び5欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　この書簡の付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。